

## 岐阜市立女子短期大学特別聴講学生規程

制定 平成 15 年 3 月 26 日  
最終改定 令和 4 年 12 月 27 日

(趣旨)

**第 1 条** この規程は、岐阜市立女子短期大学学則（昭和 24 年 4 月 1 日制定。以下「学則」という。）第 50 条の規定に基づき、特別聴講学生に関し必要な事項を定めるものとする。

(受講資格)

**第 2 条** 受講資格は、本学と単位互換制度の実施のための単位互換協定を結ぶ大学（短期大学、高等専門学校及び専門学校を含む。以下「単位互換大学等」という。）に在学する学生とする。

(受講申込)

**第 3 条** 受講を希望する者は、指定された期間内に所定の書類を在学する単位互換大学等を通じて学長に提出しなければならない。

(単位認定)

**第 4 条** 授業科目の履修を修了した者に対して、学則第 25 条の規定により、所定の単位を与えることができる。

(聴講料)

**第 5 条** 聴講料は、科目等履修生に準じて徴収するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、聴講料を相互不徴収とする単位互換大学等に在学する学生については、これを徴収しない。ただし、演習・実習科目については、必要に応じて実習費等を徴収することができる。

(その他)

**第 6 条** この規程に定めるもののほか、特別聴講学生に関し必要な事項は、本学学生に関する諸規定を準用する。

附 則

この規程は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

(様式第 1 号)

# 聴 講 願

年 月 日

岐阜市立女子短期大学長 様

住 所

氏 名

生年月日 年 月 日生

私は、貴学において下記の授業科目を聴講いたしたいので、許可くださるようお願いいたします。

記

授業科目	理由	科目担当承認印
		承認します 氏 名 ⑩
		承認します 氏 名 ⑩